

導入促進基本計画（上山市）

1 先端設備等の導入の促進の目標

（1）地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

本市の総人口は、昭和35年の40,383人をピークとし、昭和60年頃から年少人口と生産年齢人口の減少が始まり、平成初期以降には、明らかな総人口の減少傾向が現れ、平成30年4月末の総人口は、30,706人となっている。

世代ごとの人口割合については、年少人口（9.7%）と生産年齢人口（53.1%）の割合は減少を続け、65歳以上の老年人口（37.2%）の割合は高い状況にある。出生率、若年層の転出割合を考慮すると、この傾向は今後も続くことが予想され、2020年頃には老年人口も減少に転じ、人口減少は更に加速するものと見込まれる。

本市の産業は、農林水産業や製造業、サービス業など、幅広い業種が集積しているが、中小企業等では少子高齢化及び都市部への人口流出に伴う人手不足が深刻であることに加え、就業者のワークライフバランスを重視した労働環境整備が求められるなど、中小企業等の経営を取り巻く情勢は複雑化していくことが予想され、現状のまま放置すれば、市内経済の発展と働きやすい労働環境整備の両立が困難となり、産業基盤が脆弱化するおそれがある。

本市の主要産業の動向について、農林水産業では、水稻と果樹を主体とした複合経営や果樹単一経営が中心であり、ぶどう、ラ・フランス等について、全国トップクラスの市場評価を得ている。一方で、農業従事者及び後継者が不足しており、生産性向上の対策を講じなければ、耕作、管理可能な農地と農地に投入されるべき労働量が失われ、ブランド価値の損失と農業所得の減少につながり、魅力ある基幹産業としての存続が危ぶまれる状況となる。そのため、本市の最上位計画である第7次上山市振興計画（以下「市振興計画」という。）に基づき、安定した農業経営の実現に向け、6次産業化や担い手となる認定農業者等への農地集積に取り組んでいるが、これらに加え、先端設備の導入による農作業の効率化、省力化を推進することが必要である。

製造業については、金属加工、化学、食料品など、多種多様な分野の企業がバランスよく立地しており、各企業が高い技術力と品質により成長を続けてきた。しかし、その多くは大手メーカー等の受注業務を主体としており、海外製品とのコスト低減競争や国内消費の低迷等により、売上高に対しての粗付加価値額が低く、利益を生み出しにくい状況にある。そのため、市振興計画に基づき、粗付加価値率の向上を目指し、取引先の拡大及び多角化を推進しているが、労働力不足により、各企業の大半の人員が既存受注対応に充てられているのが現状であり、新規受注への対応及び新技術開発に取り組むことが困難な企業が多く、将来の利益確保が一層難しくなることが懸念されることに加え、若者に対する就労の場としての魅力が失われるおそれがある。

また、サービス業（宿泊・サービス業）においては、本県有数の温泉旅館街として、多くの観光客から利用されていたが、宿泊者数は平成4年度の63万人をピークとして減少を続け、平成29年度には26万人まで落ち込み、この間に複数の旅館が廃業に追い込まれる事態となっている。そのため、市振興計画において、宿泊者数30万人への早期回復を目標に定め、体験型の観光プログラムの提供や、インバウンドの推進等の取組を実施している。特に、国内旅行者数の減少に対応したインバウンドの推進においては、外国語に対応する人員や質の高いサービスを提供する人材の確保、育成が重要であるが、労働力不足の影響により、対応可能な人材を国外からも含め確保、育成することが難しく、東北地方がインバウンド誘致で出遅れている状況にある中においては、今後の巻き返しが困難となることが危惧される。

このことから、現在の状況下で各産業が抱える課題を解決し、既存の労働力を将来の産業発展に資する業務に担わせるためには、中小企業の生産性を抜本的に向上させることで、人手不足に対応するより生産性の高い設備の導入を促すことが必要である。

生産性の高い設備を導入することにより、農林水産業では、省力化、低コスト化及び標準化により、6次産業化や農産物のブランド化の推進、新規就農の促進が図られる。製造業においては、生産効率の向上により、既存取引先の受注増への対応、取引先の多角化や高付加価値化に人員を充てることが可能となる。サービス業では、バックヤード作業の省力化や管理業務におけるAI導入により、労働力が確保できない中でも、既存の人材をインバウンドに対応できるよう育成することや、顧客満足度の高いサービスの提供が可能となる。

(2) 目標

生産性向上特別措置法第37条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、本市の将来都市像「また来たくなるまち、ずっと居たいまち〜クアオルトかみのやま〜」の実現に向け、市内中小企業等の経営の安定化や取引の拡大等を図りつつ、就業者がそれぞれの希望に従い、能力を十分に発揮することができる環境整備を目指す。

これを実現するための目標として、計画期間中に30件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画が認定される事業者の労働生産性（導入促進指針に定めるものをいう。）が年率3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

本市は、農林水産業、製造業、サービス業と多岐に渡り、多様な業種が雇用の創出や交流人口の拡大等を生み出しており、本市経済発展に大きく寄与している。

したがって、これまで以上に本市経済を発展させていくために、多種多様な業種

の生産性向上に結びつく設備投資を後押しする観点から、本計画において対象とする設備は、経済産業省関係生産性向上特別措置法施行規則第1条第1項に定める先端設備等すべてとする。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

本市の産業は、平地から中山間地まで広域に立地しているため、広く事業者の生産性向上を実現するためにも、本計画の対象区域は、市内全域とする。

(2) 対象業種・事業

農林水産業、製造業、サービス業といった産業の多様な業種が本市の経済、雇用を支えており、いずれの産業も今後とも本市が発展していく上で、重要な役割を担うことから、本計画において対象とする業種は、全業種とする。

生産性向上に向けた事業者の取組は、自動化や新商品の開発、業務効率化等、多様であることから、本計画においては、労働生産性の年率3%以上向上に資すると見込まれる事業であれば、幅広い事業を対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

計画期間は国が本計画を同意した日から3年間とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

計画期間は3年間、4年間、5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に際し配慮すべき事項

人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。

公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。

市税を滞納している者については、先端設備等導入計画の認定の対象としない等、納税の円滑化及び公平性に配慮する。

(備考)

用紙の大きさは日本工業規格A4とする。